明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一六九）　一

〔規　則〕
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一七―〇―一四一）　二

〔告　示〕
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（**金融庁**八九）　二
○信用金庫代理業者に係る信用金庫代理業の許可がその効力を失った件（**同**九〇）　四
○除籍が滅失した件（**法務**二三五）　五
○日本国に帰化を許可する件（**同**二三六）　五
○保安林の指定をする件（**農林水産**二〇六〇～二〇六七）　五
○保安林の指定を解除する件（**同**二〇六八～二〇七五）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**三一〇）　六
○道路に関する件（**関東地方整備局**三三四、三三五）　七

〔人事異動〕
法務省　七
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕　八
官庁事項　八
特定保安林の指定の解除について（農林水産省）　八
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　八
海事代理士試験合格者（国土交通省）　八
〔公　告〕　八
諸事項　八
官庁
金融商品取引業者に対する行政処分関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
会社その他
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三

省令

○厚生労働省令第百六十九号

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月二十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令

生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 **第六条**　新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、都道府県等は、第十六条の規定にかかわらず、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者であって、その支給が終了した後に、令和三年二月一日から令和五年三月三十一日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請したもの（生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した後に、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合若しくは第十二条第二項に規定する場合に該当する者又はこの条の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者を除く。）が、第十条各号のいずれにも該当する者であるときは、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給することができる。 **第七条**　新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、令和三年六月十一日から令和五年三月三十一日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者については、当該申請に係る支給期間中は、第十八条第一項の規定を適用しない。 **附　則** この省令は、公布の日から施行する。	**附　則** **第六条**　新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、都道府県等は、第十六条の規定にかかわらず、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者であって、その支給が終了した後に、令和三年二月一日から令和四年十二月三十一日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請したもの（生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した後に、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合若しくは第十二条第二項に規定する場合に該当する者又はこの条の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者を除く。）が、第十条各号のいずれにも該当する者であるときは、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給することができる。 **第七条**　新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、令和三年六月十一日から令和四年十二月三十一日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者については、当該申請に係る支給期間中は、第十八条第一項の規定を適用しない。